

日本科学者会議 京都支部ニュース

2月号 No.456

2022年2月14日発行

〒604-0931 京都市中京区二条通寺町東入榎木町 95-3 延寿堂南館 3 階

Tel/Fax : 075-256-3132

E-mail : jsa-kbranch3132@mbox.kyoto-inet.or.jp

URL : <http://web.kyoto-inet.or.jp/people/jsa-k/>

ゆうちょ銀行振替口座 加入者名：日本科学者会議京都支部 口座番号：01050-6-18166

ゆうちょ銀行総合口座 加入者名：日本科学者会議京都支部 口座番号：14480-2800181

上記総合口座を他金融機関からの会費振り込みの受取口座として利用される場合は以下の内容を指定して下さい。

店名：四四八（読み ヨンヨンハチ） 店番：448 預金種目：普通預金 口座番号：0280018

目次

- ・岸田首相に6人の学術会議会員候補の任命を求めるアピール賛同署名にご協力を
..... 2
- ・全国幹事会の報告：日本科学者会議、京都支部再要望書を踏まえ、相互尊重、民主的運営徹底の重要性を確認（竹中寛治） 3
- ・日本科学者会議京都支部 第2回市民講座（2/5）の報告 5
- ・『日本の科学者』読書会1月例会（1/25, Zoom）の報告
「食品流通から考える持続可能社会」 7
- ・寄稿：プルトニウム(Pu)・使用済み核燃料の処分に関する国際動向
ー日本の脱原発の道はどこに（富田道男） 11
- ・支部の行事案内 14
- ・支部幹事会だより 15

<会費の早期納入願い>

2021年度会費の納入率は2月10日現在、87%（未納会員は29人）となっています。年度末が近づいてまいりました。本年度の会費（一般会員：14,400円、特別会費会員：7,200円、家族割会員：4,200円、若手会員：6,000円、若手特別会費会員：4,200円）を年度内に納入くださるようお願い申し上げます。過年度分の未納会費がある方は、あわせて納入いただきますようお願いいたします。未納の方には12月号の会誌を送付する際に振込用紙を同封しておりますので、ご利用ください。

なお、ご不明な点につきましては、支部財政担当幹事・細川孝宛にメールでお尋ねください（Emailアドレスは、hosokawa@biz.ryukoku.ac.jp）。（支部財政担当幹事）

岸田首相に6人の学術会議会員候補の任命を求める アピール賛同署名にご協力を

日本科学者会議幹事会は、菅前首相が任命拒否した6人の学術会議会員候補の任命を求めるアピール賛同署名を開始しています。呼びかけは次のとおりです。

6人の日本学術会議会員候補をすみやかに任命することと、
日本学術会議法を「改正」しないことを求めるアピール

日本科学者会議幹事会

日本学術会議が2020年8月31日に推薦した会員候補のうち6人の任命を、菅義偉・前首相が拒否してから1年が経過しました。この間、日本学術会議が推薦したにもかかわらず会員に任命されない、という違法な状態が続いています。そのため、日本学術会議は会員の定数を満たさず、当該領域の研究者が欠けた不正常な運営が続いています。

日本学術会議会員候補者の任命拒否の問題点は以下にあります。

第一に、菅前首相による任命拒否は、日本学術会議法に違反する行為です。

内閣総理大臣の学術会議会員任命権は形式的な権限であり、日本学術会議が推薦した候補者の任命を拒否したり、推薦されていない人を会員に任命したりすることのできる実質的な権限ではありません。日本学術会議法には、会員の任命について、①日本学術会議が「優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し」（第17条）、②内閣総理大臣は日本学術会議の「推薦に基づき」会員を任命することと定めています（第7条）。この法律が国会で審議された際、当時の中曽根康弘首相は「政府が行うのは形式的任命にすぎない」と明言しました。

日本学術会議は、「わが国の科学者の内外に対する代表機関」として（第2条）、政府の諮問を受けて審議・答申するだけでなく（第4条）、「科学の振興及び技術の発達に関する方策」等について政府に勧告する権限が与えられており（第5条）、これらの職務を政府から「独立して」行うと定められています（第3条）。内閣総理大臣の任命権が形式的な権限にとどまるのはこのためです。

第二に、政府は、任命拒否について、適法な理由をあげて説明していません。前および現首相が任命拒否の理由を一切説明しないことも、また任命を拒否された6人が拒否理由を知るために行った個人情報開示請求に対して不開示を決定したことも、任命拒否自体が違法な行為であったことを表しています。

日本学術会議からの会員候補者の推薦に明白な瑕疵があったのであれば、内閣総理大臣は任命拒否についてその理由を明示すべきですが、菅・前首相はそれさえしませんでした。岸田首相には前任者が負った説明責任を引き継ぐ義務があります。

日本学術会議法は前文で、「科学が文化国家の基礎であるという確信に立つて、科学者の総意

の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし、日本学術会議を設立すると明記しています。これは、科学には、政府から独立した立場で平和や人類の福祉に貢献するという重要な社会的使命があることを確認しつつ、それを国の仕組みとして実現するために日本学術会議を設立することを定めたものです。

さらに政府は今回の任命拒否を反省するどころか、日本学術会議自体に問題があるかのような議論を展開し、日本学術会議の政府からの独立性を否定し、基本的性格を変質させる法「改正」を行おうとしています。法治国家である日本で、このような権力のおごりは許されるものではありません。

以上より、私たちは政府に対して以下のことを求めます。

1. 6人の任命拒否をただちに撤回し、すみやかに任命すること。
2. 6人を任命拒否した理由を説明すること。
3. 日本学術会議の独立性を否定し、日本学術会議の基本的性格を変質させることにつながる、日本学術会議法の「改正」を行わないこと。

以 上

署名用紙は日本科学者会議ホームページに掲載しています。署名された用紙は、メール (mail@jsa.gr.jp)、Fax (03-3813-2363)、又は郵送 (〒113-0034 東京都文京区湯島 1-9-15 茶州ビル 9F) (※郵送費はご負担願います) にて日本科学者会議へお送りください。

＜全国幹事会の報告＞

日本科学者会議、京都支部再要望書を踏まえ、相互尊重、民主的運営徹底の重要性を確認—第3回全国幹事会中島事務局長発言—
竹中寛治

日本科学者会議は昨年（2021年）12月28日に開催された第3回幹事会で、京都支部再要望書を踏まえ、相互尊重、民主的運営徹底の重要性を確認しました。第3回幹事会議事要録（日本科学者会議会員専用頁掲載）に掲載されました。

次のとおりです。

「中島事務局長から、京都支部より全国事務局及び全国幹事会各位に対して『京都支部提案の決議案不採択の問題について再度要望する』と題した要望書が2021年9月8日付で提出されたことが紹介され、これを受け、京都支部との間でコミュニケーションを図ったことが報告された。また、それを踏まえ、大会・幹事会を含め、日本科学者会議全体として率直に相互に尊重しあった中で民主的運営を徹底することの重要性を確認したい旨、発言があった。」

この確認にかかる事柄の発端は、2020年9月13・27日に開催された日本科学者会議第51回定期大会において、全国幹事会から大会決議の提案が求められて京都支部が提出した「ポ

ストコロナの新しい社会の実現をめざして」が、「大会の起草委員会によって」「本決議案は、文案のほぼ全体にわたって問題点が指摘され、採るべき骨子となる主張が残りませんでした。」として「拒否された」（京都支部ニュース 2020 年 10 月号）ことによります。

日本科学者会議は会則で「すべての会員は、会がその目的をよくはたすことができるように、力をあわせる義務をおいます。」とうたっています。起草委員会が京都支部に投げつけた侮蔑するかなのようなこの言葉は会則に示された理念から逸脱しているものでしょう。

以降 1 年 4 ヶ月にわたり、京都支部幹事会は、日本科学者会議がコロナ禍に対する見解を提出すべきとの観点・立場から一致点を求めて活動しました。翌年の第 52 回大会にもコロナ禍に対する決議を提出し、採決が拒否された後も大会議論での相互尊重や大会における民主的運営を求めて、全国幹事会への要望や京都支部会員への広報を通じて、粘り強く取り組んできました（京都支部ニュースのバックナンバーは、サーバー容量の許す範囲で京都支部ホームページに掲載しています）。

第 3 回全国幹事会で踏まえるとされた“再要望書”の内容は、次のとおりです。

日本科学者会議全国事務局、全国幹事会各位

京都支部提案の決議案不採択の問題について再度要望する

2021 年 9 月 8 日

京都支部幹事会

去る 7 月 4 日の第 2 回全国幹事会に対して、京都支部は、全国大会での支部提出決議案が採択されなかった経緯について「K 氏の全国幹事としての資格を問う—全国幹事会への要望」と題する要望書を提出しましたが、事務局長は「総会で選出された幹事の資格を問うたり、何らかの処置を講じたりする権限は、全国幹事会に委ねられていません」として、議題に取り上げませんでした。そこで、全国幹事の宗川氏が当日に動議として同要望書を提案するも、採決により議題として取り上げることはありませんでした。

今回の問題の中心は、別掲（京都支部ニュース 8 月号掲載）の顛末報告にあるように、起草委員会からの決議案の意見公募と提案者との意見交換による修正案の策定を踏まえて、起草委員会から全国幹事会への決議案の提案とそこでの承認という、きわめて民主的な手続きを経て全国大会に提出された決議案が、一人の全国幹事の執拗なネガティブ発言により不採択に追い込まれたことにあります。大会当日まで 2 週間ほどの意見公募期間や直前の全国幹事会では何も発言せず、当日の大会の議論の場で突然、断定的かつ否定的意見を連発する態度は、全国幹事としての立場をわきまえないものです。そこで、京都支部は、その全国幹事の責任を問うために、上記の要望書を提出しました。しかし、現全国幹事会は、その要望に対して処分は規則にないという理由で門前払いを行いました。

ここで、この問題は、当該の全国幹事だけの問題だけではなく、一連の決議案にかかる民主的手続きを反故にして全国幹事の発言を野放しにした大会執行部（当時の全国事務局）あるいは全国幹事会にもあるということを指摘いたします。実際、議長であった前事務局長は、大会前

に、今年は無事にすべての決議が通るという予測を述べたほど、今年は手続きを踏んでいたと認識されていたはずですが、しかし、議長は本来大会の運営側の一人である全国幹事による悪罵に近い発言を放置して、途中で決議案を幹事会預かりにする動議を採決したりするなど、代議員のものである議事を全くコントロールできませんでした。結果として、歴史に残るコロナウイルス禍とその後の社会のあり方について、JSAの全国大会は何も発することができない恥ずかしい事態となりました。

大会の正規の参加者である代議員が偏った意見に惑わされず、正しく判断できるように整然と議事を進めるのが議長の役割です。不正常的な議事運営は、大会決議案だけにかかわらず、大会人事のうえでも現れました。事前に事務局が依頼した選挙管理委員会が当日まで脇に追いやられ、支部とは独立して公正な運営を図ろうとする選挙管理委員会に逆に横やりを入れるような言動を行うなど、全く正常とはいえない大会運営でした。今回は、やむを得ないオンライン開催ということで、議長を代議員から選ばなかった異例の対応により、事務局長が議長になりました。そうであれば、事務局および全国幹事会は大会の民主的運営に細心の注意を払うべきでしたが、結果としてそれを怠ったと言わざるを得ません。

京都支部は、定期大会や全国幹事会に関して含めた本会の民主的運営について認識を改めていただき、今後二度と不正常的な運営が行われないようにしていただくよう、全国事務局および全国幹事会に対して強く要望する。

なお、この再要望書提出に至る日本科学者会議第 52 回大会における状態については、大会に代議員として出席した京都支部の 2 人それぞれによる報告を京都支部ニュース 2021 年 8 月号に掲載していますので、参照ください。

日本科学者会議としては、コロナ禍問題に対する対応をどのような形でおこなってゆくかの課題は残っていますが、日本科学者会議の運営全体における相互尊重・民主的運営の重要性が確認されたことは非常に大きなことです。この問題で、日本科学者会議として適切な判断をなされました事務局長の中島さん並びに京都支部の先頭に立たれた前代表の宗川さん、現代表の前田さん、52 回大会代議員の細川さんをはじめ京都支部の幹事会の方々並びに京都支部の方々のご奮闘及び日本科学者会議のいくつかの支部の方々からの賛意表明に感謝します。

(竹中 寛治)

日本科学者会議京都支部 第 2 回市民講座 (2/5) の報告 前田耕治

京都支部主催の第 2 回市民講座が、2 月 5 日にキャンパスプラザ京都と zoom 配信のハイブリッド方式で、講師を含めて 35 名の参加者を得て開催された。今回は、原発・エネ

ルギー問題を取り上げ、2 名の講演者を招いた。龍谷大学政策学部教授の大島堅一氏が「炭素排出ゼロ時代のエネルギーシステムに向けて」と題して、京都工芸繊維大学名誉

教授の木原壯林氏が「うごかしてはならない！危険すぎる老朽原発」と題して、それぞれ1時間の講演を行った。

大島氏の講演概要を以下に紹介する。2011年を境に、エネルギー利用の課題は全く新しい局面に入った。そのきっかけは2つあり、一つは福島第1原発の事故であり、もう一つはそれを機に気候危機が世界的に認識されたことであることが強調された。実際に、2011年を境に、電源構成が大きく変わり、最近では、水力発電を含めて自然エネルギーが19%と原発の6%を上回っている。原発はすでに主要電源でもベースロード電源でもなくなった。気候危機の認識は、2015年のパリ協定、2018年のIPCCの1.5℃特別報告書を機に、世界的に深まった。エネルギー利用のパラダイム変化が起きた。すなわち、安定供給や経済面より環境面・社会面が優先されることになった。そして、改めてエネルギーを考えるときに大切な視点が指摘された。それは、人間社会が欲しているのは、エネルギー源（原子力や化石燃料）ではなくエネルギーから得られるサービス（動力、照明、熱）であるということである。以上のことから、エネルギー政策と環境政策の統合が行われるのは必然的方向であることが述べられた。

つづいて、上記のパラダイム変化をもたらす、気候危機に対する世界の動きが紹介され、それに対する日本政府のエネルギー政策について触れられた。菅政権でカーボンニュートラル政策が出されつつも、第6次エネルギー基本計画での変わり映えのしない内容や「脱炭素火力」という造語で化石燃料にしがみつく姿勢を批判した。

次に、「避けられない原子力発電の衰退」と題して、すでに、電力会社では、原子力を

赤字部門と認識し、切り捨てるべき状態にあること、部品供給のサプライヤーが撤退を始めており、原子力産業は崩壊しつつあることが示された。再生可能エネルギーの増大や電力自由化など電力システム改革もその崩壊を加速させている。むしろ、負の遺産の解決は深刻である。

エネルギー基本計画では、「バランス良いエネルギー構成」という聞こえのいい言葉で、再生可能エネルギーも原子力も両方必要と書かれているが、原発の電力単価が再生エネルギーの単価を大幅に上回っている数値が示され、「バランス」には何の根拠もなく、再生可能エネルギー100%を選択することは可能であり、世界的にも国によって国民が選択していることが紹介された。むしろ、原子力発電と再生可能エネルギーは、大規模集中と小規模分散、開発とともにコストが増大するか減少するか、CO₂削減への貢献の可否など、根本的に相対するエネルギー源であることが説明され、日本では再生可能エネルギーを選択せざるをえないことが示された。

この他に、再エネ100%への課題や電力システム改革の話題がスライドで用意されていたが、時間の関係上、資料で共有することになった。

次に、二人目の演者の木原氏の講演概要を示す。はじめに、原発で起こる核反応のエネルギーが、人類が通常扱うエネルギーの数百万倍であることに触れて、原発の根本的危険性を強調した。そして、1基で広島原爆の1300倍の死の灰を生み出す原発の事故は、大規模、長期間、広域の3つの点で過酷であることを述べた。さらに、使用済み核燃料は18,000トン以上溜まり、数万年を要する保管方法どころか中間貯蔵地すら定まっていない

現状を指摘し、原発全廃を訴えた。

次に本講演の主旨である、運転 40 年を超える「老朽原発」がなぜ危険であるかを説明した。その理由の一つが、原子炉本体とくに圧力容器の脆化である。厚さ 20 mm あまりの鉄合金が長期間放射線にさらされると、温度低下でガラスのように柔軟性がなくなり脆くなる。その脆化温度は年々上がり、運転開始時はマイナス 16℃ だったのが、34 年運転で 98℃ になるという。すなわち、水の沸点以下でも圧力容器が破壊してメルトダウンが起こる可能性がある。そのメカニズムを、鍛冶屋が炭素を加えて刃物の硬さを増すことに例えて、金属が中性子を吸収すると硬く脆くなると説明した。

そのほかにも老朽化にともなう危険な現象として、金属疲労、腐食、減肉をあげた。加圧水型原子炉の伝熱配管の破断が起こりやすくなり、これも原子炉の空焚きにつながる。それに関連して、若狭湾の原発の危険性を訴えた。沸騰水型より加圧水型が危険な理由として、配管破断時の噴出熱水の圧力の危険性、格納容器内での水素爆発の可能性を挙げた。さらに、高浜 3、4 号機で実施されている、MOX 燃料を使うプルサーマル運転は重大事故の確率が高い理由を次のように挙げた。すなわち、燃料被覆管が破損しやすい、プルトニウムからアメリシウムが生成し制御棒の効

きが低下する、核燃料が不均質化する、中性子束が大きく制御が難しい、使用済み MOX の発熱量はウラン燃料より下がりにくい、など。

次に、老朽原発の運転が認可されて以降、関西電力の原発でのトラブルが続発していることを紹介し、いかに古い原発の運転が危険かを力説した。また、関西電力自身が不祥事や約束違反などを繰り返し、経営体としての劣化が進む実態を告発した。福井県との約束である中間貯蔵候補地の探索は 2023 年までと再延期されたが、それまでに見つからなければ原発は運転できないという点は反対運動の重要な確認点であることが強調された。

つづいて、木原氏を含めて結成された「若狭湾の原発を考える会」が展開する、原発立地と電気の消費地を結んだ運動が紹介された。若狭現地での集会・デモ、高浜から関電大阪本社までのリレーデモ、大阪での大規模集会など、アクティブな活動が紹介され、近畿一円の各種団体への協力要請が功を奏したことが報告された。

時間の関係上、原発コストやエネルギー問題の解決については割愛されたが、さいごに、老朽原発と原発新設を止めれば、2033 年には若狭から稼働する原発がなくなると述べ、老朽原発ストップの闘いが脱原発の突破口になることを強調した。 (前田耕治)

「日本の科学者」読書会 1 月例会 (1/25) の報告

12 月号特集: 食品流通から考える持続可能社会

標記例会が 1 月 25 日 (火) 15 時 30 分より 17 時 30 分まで ZOOM を用いて行われた。参加者 5 名。特集より 3 篇の論文が取り上げられた。

鈴木宣弘「国際農産物流通と SDGs—貧困と飢餓の軽減に向けて」（報告：前田耕治）

本論文の主旨は、「貿易の自由化が世界全体の経済的利益（経済更生）を最大化する」という命題に依拠する市場原理主義的な経済学では、SDGs の目標でもある貧困や飢餓の解決が困難であることを論証することにある。そして、問題点は、この命題の成立には「農産物市場が完全競争下にある（誰も価格支配力をもたない）」という前提が必要であるにもかかわらず、現実の国際市場には独占・寡占が蔓延しており、その前提が成り立たないことにあると主張している。

第1章で、農業生産者の貧困の実態と、それを生み出す独占・寡占企業によるからくりを暴いている。とくに、両者の関係は、2008年の食糧危機の時期に顕著に表れ、2種類の寡占企業が生産者を苦しめると分析している。一つは、農産物の取引でみられ、「買手寡占」により生産物が買い叩かれた。もう一つは、生産資材の取引で起こり、「売手寡占」により価格が吊り上げられた。要するに、寡占による不正な取引で、高いコストと安い販売価格で生産者の利益が損なわれているという。

寡占の実例として、世界の貿易の90%は5つの企業により、バナナの半分は2つの企業により、お茶の貿易の85%は3つの企業により占められている例を挙げている。そのような実態を知りながらも、市場原理主義的経済学者は「独占・寡占は、一時的なもの、あるいは、競争を妨げるものではない」と開き直るから驚きであるが、著者はそれに対して、「大多数の貧困が結果として助長され、農村部の貧困を解決できなくても、全体としての富が最大化されれば、それが効率的である」という考え方は「所得分配の公平性」の欠落

であると冷静に批判している。

経済学者側からのさらなる言い訳として「トリクルダウン」により貧困層におこぼれが回るはずという常套句をあげたうえで、その欺瞞についても明快に論破している。一つは、利益の一部企業への集中は、「レント・シーキング」（資金力を利用して、法制度や政策を変えさせ、利益誘導を行うこと）によりさらに一層儲けを増やす方向に進み、トリクルダウンどころか、逆方向に進むことを述べている。スティグリッツというノーベル経済学賞が象徴的にのべた「1%による自由貿易・規制緩和」の言葉を例示している。

第2章では、著者らの研究の一端として、カンボジアやタイのコメの買い叩かれ度合や輸出価格の還元度合を定量化して、いかに1990年代から2000年代にかけて寡占の影響が大きくなったかを実証している。ただし、紙面の制約もあるだろうが、これらの数値がどのように導き出されたのかという具体的説明が不足しており、理工系の読者としては不満の残るところである。

第3章では、二つの寡占の影響から抜け出すための解決策を、実例をあげながら述べている。一つは、グローバル企業に代わる共助組織による「フェアトレード」という取引方法である。ネスレなどに対抗するために、コーヒーの国際取引でのフェアトレードによる改善効果を前述の定量的数値により例証している。とくに、フェアトレードは買手寡占の緩和に貢献することを示した。読書会では、フェアトレードがどのような業界に広まっているのかが議論になった。もう一つは、国産大豆貿易の例により、売買の主体を寡占的流通業者から農協型組織へ移すことで、生産者の利益も消費者の利益も高まることを実証し

た。

以上、まとめでは、市場原理主義経済学の理論の破綻を強調し、そもそも現実には「不完全競争市場」であり、理論の前提が成り立たないにもかかわらず、固定観念を「教義」のように信奉する「経済学」であると糾弾して締めくくっている。

原英 二『『みどりの食料システム戦略』は日本農業を救うか-取り残される農家と食の安全』（報告：左近拓男）

本論文では、農水省が策定した長期計画「みどりの食糧システム戦略」（「戦略」）についての解説と、EU の農業政策との比較を行い、その「戦略」の有効性について考察された。その結果、日本の農業の将来を切り拓くものとは一概に言えず、AI や農業ロボット、ドローン、遺伝子操作等の先端技術の導入の推進が目的であり、ゲノム編集、遺伝子組み換えに関する認識も甘く、農薬や肥料に対する認識も EU とは隔たりがあることを指摘している。

農水省は 2020 年 12 月に「みどりの食料システム戦略本部」を設置し、2021 年 5 月に「みどりの食料システム戦略」を決定した。「戦略」が菅首相時代の官邸からの要請に基づいて作られたことがうかがわれる。

EU は 2019 年 12 月に、2050 年カーボンニュートラルの実現などをうたう「欧州グリーンディール」を発表し、2020 年 5 月その核となる長期農業政策「Farm to Fork 戦略」を発表した。

有機農業は EU は 7%ほど(2017 年)であって、しかも毎年増加してきているのに対し、日本ではわずか 0.5%であり、EU とは 1 桁の違いがある。EU の「Farm to Fork 戦略」

では、2030 年までに化学農薬の使用量とリスクを 50%低減としているが、日本の「戦略」は、化学農薬使用量をリスク換算で 50%低減としている。EU とは微妙な差がある。しかも達成目標年は 2050 年としており、農薬と肥料の目標達成年は EU に比して 20 年も遅くなっている。有機農業の面積を 25%にするのも EU は 2030 年、日本は 2050 年とこちらも 20 年遅れている。日本は遅れすぎて、戦略自体の意義を疑わせる。30 年後の社会の構造変化、農林水産業の姿などは分析されていない。EU はさらに、有害農薬の使用量 50%低減（2030）、肥沃度を低下させず土壌の栄養塩類損失を 50%以上低減(2030)、抗生物質については畜産・水産用抗生物質販売量を 50%低減としているが、日本ではこれらの目標は示されていない。

「戦略」の「具体的な取組」で特に目立つものは、AI や農業ロボット、ドローン、遺伝子操作等の先端技術である。安倍内閣時代の「統合イノベーション戦略」の焼き直しである。この先端技術自体が「戦略」の目的と筆者は考えている。遺伝子操作技術、ゲノム編集：開発品種は栄養の強化や有害物質の低減など消費者にメリットのあるものを中心とし、規制も表示もなく、任意の届出だけの、野放しに近い扱いとなっている。「戦略」は有機農業推進を看板にして遺伝子操作技術を農林水産業に広げていく狙いがあるのではないかと。これに関して消費者団体・市民団体からは意見書、提言が出された。意見はほとんど無視されている。農業の 30 年先までのあり方を決める戦略に対する議論において、お粗末としか言えない。

ネオニコチノイド系殺虫剤：EU では禁止されているのに、日本ではあと 20 年使用可

能については、2018年に欧州司法裁判所がゲノム編集作物を遺伝子組み換え作物と同等に規制の対象とすると判断を下しており、欧州議会与党も遺伝子操作技術には慎重姿勢であるのと対照的である。

遺伝子操作やナノ粒子技術は、生態系への影響や食品安全性の面で懸念がある。有機農業が自然と生態系の力を借りて作られるのであれば、それらは使用してはならない技術なのではないか。有機農業の発展のためには、やってはならないことである。全国の農協が栽培暦で農薬散布を奨励するのをやめ、農薬の低減を指導し、有機農業を指導、推進すれば、有機農業は現在よりかなり増えるはずである。

AIや農業ロボット、ドローンなどは、高齢化している農家が簡単に利用できる技術ではない。担い手となりうる若者の就農を促進するためには様々な制度や措置が必要と考えられるが、自然に調和し、安全安心な有機農産物を消費者に届けることは働き甲斐を持てるし、就農を魅力的なものにするのではないかと考えられる。

宮崎崇将「日本の流通からみた食品ロス問題」 (報告：清水民子)

世界で廃棄される食糧は年間 13 億トン、SDGs のターゲットは廃棄半減を掲げる。日本での食品ロスは年間 600 万トン、2019 年に食品ロス削減推進法が施行され、2030 年に食品ロス半減（2000 年比）の目標を掲げる。

〔1. 日本の食品ロスの概要〕では、食品ロス 600 万トンの排出源は事業系（食品関連事業者）324 万トン（54%）、家庭系（一般家庭）276 万トン（46%）。事業系は生産・流通・調理の過程での規格外品・返品・売れ残り、

家庭系は過剰除去（皮の剥きすぎ）・食べ残し・直接廃棄（冷蔵庫保存品）、家庭系の食品ロスは近年減少傾向だが事業系は横ばい、流通において改善が進んでいないと指摘する。

〔2. 賞味期限切れによる食品ロス〕では、食品ロスの原因①賞味期限切れ、②商慣行での期限切れ、③定番カット、④規格外品のうち、①について「消費期限」（安全に消費）と「賞味期限」（美味しく消費）の設定の問題（日本は短い）、日付表示（年月表示か年月日表示か）の問題、需給ギャップなどが論じられている。

〔3. 商慣行と食品ロス〕では、上記の②③について食品流通の商慣行「3 分の 1 ルール」（納品期限、販売期限、賞味期限と 3 区分）により賞味期限前の廃棄や返品が発生する実態、1990 年代以降、「鮮度」という付加価値により広まったが、廃棄コストは消費者の負担となり、既存商品を流通から除外する役割をも果たすと指摘する。業界からもルール緩和の動きがあり、飲料と一部の菓子の納品期限を 2 分の 1 とすることになった。

海外での動きとして、フランスでは市民の声から 2016 年、「食品廃棄禁止法」により余剰となった食品の廃棄が禁止されることになったことが紹介されている。

〔参考論文〕真嶋麻子：フードバンクからみた持続可能な社会

事業系食品ロス削減・活用する方法としてフードバンクの活動がある。本論文は「食料の権利」の視点からこの活動を論じている。

〔紹介者感想〕「子どもの貧困対策」として「子ども食堂」の運動があり、コロナ禍のもとでは大学生への生活支援としてもおこなわれている。一般の寄付とボランティア活動だけでなく、企業の食品ロスの活用がフードバンク

として組み込まれているのは心強いともいえるが、このたびのコロナ禍によるようなニー

ズの高まりに対応していけるのか、気になるところではある。

寄稿：プルトニウム（Pu）・使用済み核燃料の処分にに関する国際動向—日本の脱原発の道はどこに

富田道男

昨年 12 月 18, 19 日の二日間にわたり「増え続けるプルトニウムと六ヶ所再処理工場—核燃料サイクルの現実と東アジアの安全保障」¹⁾と題する催しが通訳付きのリモート(有料)参加で行われた。主催者は「新外交イニシアチブ²⁾ (New Diplomacy Initiative)」という民間のシンクタンク²⁾である。

初日の第Ⅰ部では、「核燃料サイクルの現実—英独の経験と六ヶ所再処理工場」というテーマで、日・英・独の現状についての報告が行われた。翌日の第Ⅱ部では、「増える Pu と東アジアの安全保障」と題して米、中、韓の報告があり、日本からは鈴木達治郎氏(長崎大学核兵器廃絶研究センター³⁾ (RECNA))による「日本のプルトニウム政策：出口なき迷走」の報告が行われた。

各報告の中で、英国とドイツが原発の使用済み核燃料の再処理を中止したことや、米国の報告の中で専門家たちの中には日本が東アジアのプルトニウム問題のリーダーになり得るとの意見があることの紹介の他に、日本からの第Ⅰ部と第Ⅱ部の報告が興味深いものであった。

第Ⅰ部の飯田哲也氏(環境エネルギー政策研究所)の報告「核燃料サイクル国際評価パネル(ICRC⁴⁾)から 16 年後の再レビュー：何が変わり、何が変わらなかったか」では、2004 年ごろには使用済み核燃料の再処理をやめよ

うという機運が政府関係者や東京電力の勝俣社長にもあったが、日本の「潜在的核兵器保有」を目指す隠然たる勢力の抵抗があり、2005 年の原子力政策大綱で再処理路線が継続されたこと、また福島第一原発の事故後、ゼロからの見直しが行われた原子力政策でも、結局全量再処理政策は変わらず、再処理施設建設を止めるには至らず、当時の民主党政権の脱原発政策は実らずに終わったことが報告された。

第Ⅱ部の鈴木達治郎氏による「日本のプルトニウム政策：出口なき迷走」の報告で、使用済み核燃料再処理によりウランと Pu を回収し再利用する日本の核燃料サイクルの中で、「ウラン濃縮」と「再処理」は核兵器製造能力に直結するので、核不拡散・セキュリティの観点から極めて機微な技術⁵⁾・施設であること、またコスト的にも再処理は、使用済み核燃料をそのまま貯蔵する直接処分の約 2 倍の経費を必要とし、年 2000 億円以上の追加費用が必要⁶⁾となるので、再処理はやめるべきであると述べている。そして再処理がやめられない理由として、①貯蔵容量が不足して使用済み核燃料の行き先がない、②立地自治体との約束、③潜在的核抑止、④独立した評価機関の欠如、をあげて、政府(経済産業省)、原子力産業界、青森県等設置自治体がそれぞれリスクを回避して三すくみの「出口なき迷

走」の状態にあると指摘している。しかし、国策として民営化方式で原発を導入したのは政府であり、リスクの全責任は政府が負わなければならないことは当然のことであり、これらの理由を消去する政策を政府に取らせるのは政権を選ぶ国民であることもまた自明である。

飯田・鈴木両氏が再処理をやめない理由の一つに挙げている「潜在的核保有」や「潜在的核抑止」の意味は、核兵器に転用可能な「民生用 Pu」の保有にあることは明白である。「民生用 Pu」は、Pu239 を 60%程度含む⁷⁾ものであり、容易に核兵器級の 90%程度に濃縮できるからである。

周知のように高速増殖炉「もんじゅ」が廃炉となり、Pu を資源として増殖利用する燃料サイクルは破綻したので、再処理をして Pu を分離生産する必要は無くなっている。このような状況下でも原発推進勢力は、MOX 燃料サイクルで Pu を消費するとして再処理をやめないが、しかし法定耐用年数を過ぎた原発を再稼働しても現有 46 トン余の Pu を消費する用途は不明確であり、使用済み MOX 燃料の処分方法も確定していない状況では、この燃料サイクルも早晚行き詰まり、破綻することは目に見えている。

また鈴木氏の報告では、これまでの再処理により生じた民生用 Pu の主な保有国は、仏・日・露・英の 4 か国⁸⁾であるとして米国を除外した上で、非核兵器国⁹⁾である「日本は新たな国際規範の提言を」と呼び掛けている。この提言の意味するところは、民生用 Pu を IAEA の管理下に置き米国を除く核兵器国 仏・英・ロシアを巻き込み「潜在的核兵器保有」を目指す日本が「仕切る」Pu 国際管理体制の構築と言えよう。民生用 Pu 保有量が

日本より多い米国⁸⁾を除外する提言は、様々なことを憶測させるが、米国の Sharon Squassoni (ジョージワシントン大) 氏が報告の中で述べたように日本には東アジアをリードできる条件があるとの米国の見解に沿った提言に見える。

さらに鈴木氏が中心に纏めて政府への提言として公表した笹川記念財団研究会の提言書 (2019 年 5 月) の紹介があった。提言内容は、以下の 5 項目にまとめられている。

1. プルトニウム国際貯蔵の追求: 「余剰」なプルトニウムを国際原子力機関 (IAEA) の管理下におく。
2. 現在の国際規範である国際プルトニウム管理指針の強化: 日本の原子力委員会の決定に基づき既存在庫量の削減を新たな国際規範として提言し、再処理を抑制する。
3. 既存の在庫量削減に向けての国際協力: 処分のための国際フォーラムを設置する。
4. 使用済み核燃料管理として「乾式貯蔵」を最優先にすすめ、核燃料サイクルの選択肢評価を第三者機関が実施する。
5. プルトニウムの新たな国際規範を世界に普及すべく主導的役割を果たす。

上記 5 項目のうち最後の「プルトニウムの新たな国際規範を世界に普及すべく主導的役割を果たす。」では、「主導的役割を果たす」上で如何なる国際規範を設けるかが重要である。

日本やドイツのように非核兵器国が原子力発電から撤退する場合の国際規範は、提言のように、国際協力の下に保有する Pu を放棄し、使用済み核燃料管理を「直接貯蔵」とする体制が安全保障上優れた方法である。IAEA が管理する場合、安全保障の観点から非核保有国の Pu は核兵器国に貯蔵施設を設

置して移すのが妥当であろう。また使用済み核燃料貯蔵施設の設置場所選定は、人類の数千世代にわたる長期間貯蔵の必要性から地球上で億年単位の期間損傷の記録の無い岩盤のある地域とするのが妥当であり、安全保障の観点から該当する核兵器国に設けるのが妥当であろう。

上記の国際規範が認められる場合、IAEAの理事国でもある非核兵器国日本が原子力発電から撤退する為には、核兵器不拡散条約締約国の責務として、また本事業が日米原子力協定の下で行われてきた経緯から、Pu や濃縮ウラン等の核物質と使用済み核燃料は米国に移して貯蔵することが適切である。核兵器不拡散条約締約国として米国は、核兵器転用の可能性を持つこれらを引き取る責務があると考え、不要となる日本の再処理施設と関連施設は、安全保障上廃棄・解体することは

必須条件である。他方これら一連の事案は、国際規範成立以前に日米原子力協定第 16 条第 4 項¹⁰⁾に基づき日米間交渉により解決することが可能である。この考えは、すでに公表¹¹⁾してあり、日本が原発から撤退する「出口」は、条約及び国際法規遵守（憲法第 98 条 2 項¹²⁾）の立場に立つ限り、ここにしかないように考えられる。また鈴木氏の指摘する「Pu 政策、出口なき迷走」も日米原子力協定に基づく協議を行い保有する Pu を放棄すれば「出口」を開くことが出来る。日本の「迷走状態」は Pu を放棄しない限り解消することはできない。そしてこの「出口」を開き進む道程は、飯田氏の言う「潜在的核兵器保有」を目指す隠然たる勢力が支える日本の「原子力ムラ」を解体することでもあると考える。

(富田道男)

1) 新外交イニシアチブのイベント <https://www.nd-initiative.org/event/10121/>

2) 新外交イニシアチブ <https://www.nd-initiative.org/about/>

3) 長崎大学核兵器廃絶センターRECNA (Research Center for Nuclear Weapons Abolition)

4) ICRC : International Critical Review Committee on the Long Term Nuclear Program

ICRC 報告とは、原子力委員会が 2004 年に「原子力研究開発利用長期計画」見直しのために設置した「新計画策定会議」の吉岡 斉委員が座長として、高木仁三郎市民科学基金委託研究として行った「核燃料サイクル国際評価パネル」と「政治的に実現可能な代替案の策定」の報告書の前者である。ICRC によればこのパネルは、「新計画策定会議」において吉岡委員の提起にもかかわらず実施されなかった、同会議作成の「中間とりまとめ」の国際的レビューを実施する為に発足したパネルである。

5) 日米原子力協定第 1 条用語の定義において、「機微な原子力技術」とは「公衆が入手することができない資料であって濃縮施設、再処理施設又は重水生産施設の設計、建設、製作、運転又は保守に係る重要なもの及び両当事国政府の合意により指定されるその他の資料をいう。」と定義されている。要するに秘密の技術を意味している。

6) 核燃料サイクルの諸量・経済性評価について (解説資料) 63 頁

http://www.aec.go.jp/jicst/NC/tyoki/hatukaku/keisan/kaku_cycle.pdf

7) 長崎大学核兵器廃絶センター「世界の核物質」頁の「核分裂性物質」解説

https://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/recna/fms/pu_202106

- 8) 同上頁の「分離プルトニウム」保有量一覧

https://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/recna/fms/heu_pu

主な国の保有量（トン）は英国 115.8, ロシア 103.1, フランス 74.8, 米国 49.3, 日本 45.5 であり、5か国である。

- 9) 核不拡散条約第9条3項：「核兵器国」とは、1967年1月1日前に核兵器その他の核爆発装置を製造しかつ爆発させた国をいう。」米・露・中・英・仏の5か国が核兵器国
- 10) 第16条第4項は「両当事国政府は、いずれか一方の当事国政府の要請に基づき、この協定を改正するかしないか又はこの協定に代わる新たな協定を締結するかしないかについて、相互に協議する。」となっている。
- 11) 富田道男：「原子力発電からの撤退―日米原子力協定による制約」『日本の科学者』Vol.56, No.10, pp34
- 12) 憲法第98条2項「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」

支部の行事案内

1. 四木会 2022 年 2 月例会

ご講演： 鯨坂 学 さん （同志社大学名誉教授）

演題：「京都府の北山エリア整備基本計画の問題点と市民運動」

日時： 2月17日（木） 15時～17時30分

場所： 会場は大屋 峻さん方会議室

（下京区東中筋通花屋町下る柳町 335, 電話 075-371-0078）

ZOOM参加： ZOOM形式での参加もできます。

<https://us02web.zoom.us/j/89057284538?pwd=VWxQY3hSQUJ5U24rVkZ6UEkvazEzQT09>

ミーティング ID: 890 5728 4538

パスコード: 100511

問い合わせ先： 翁長 博 （おなが ひろし）

E-mail : onaga8422@gmail.com

2. 2月読書会 (ZOOM)

日時： 2月22日（火） 15：30～17：30

内容： JJS 1月号「コロナウイルス渦における子供の権利保障」

報告： 白川論文（白川）、近藤論文（近藤）、林論文（林）

<https://zoom.us/j/96886605048?pwd=ZE5CdE92QTdWbHRQcEhwc1dqMm5tdz09>

ミーティング ID: 968 8660 5048

パスコード: 542273

3. バイバイ原発 3.12 きょうと

日時: 3月12日(土) 13:30 開会 15:00 デモ

場所: 円山公園

ご講演: 今中 哲二 さん(京都大学複合原子力科学研究所)

演題: 「福島放射能汚染と福島原発の後始末」

◆◆◆◆ 支部幹事会だより ◆◆◆◆

1. 会員の現況(1月31日)

一般会員:	197	
特別会費会員:	2	
家族割り特別会費会員:	3	
若手会員:	7	
若手特別会費会員:	7	会員合計:216 人
読者:	4	

2. 会費納入状況(1月31日現在)

2021 年度納入者: 一般 176/197, 特別 2/2, 家族 3/3, 若手 2/7, 若手特別 4/7

2020 年度未納者: 一般 3人, 若手特別 1 人

2019 年度・2020 年度未納者(休会者): 一般 1 人, 若手 1 人, 若手特別 1 人

3. 会計報告 2022 年(2021 年度)1月決算

2021 年度累計		2021 年度1月決算	
収入累計	2,999,451 円	1月收入合計	78,320 円
支出累計	2,585,792 円	1月支出合計	263,218 円
収支累計	413,659 円	1月分収支	△184,898 円
前年度繰越金	148,461 円	前月繰越金	747,018 円
1月末残高	562,120 円	1月末残高	562,120 円